

運用1（農地整備事業）

第1 趣旨

交付要綱別表1の1の(1)のアに掲げる農地整備事業の運用については、制度要綱及び交付要綱によるほか、この運用に定めるところによる。

第2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-1運用1の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-1運用1第1から第11までの規定並びに別記及び別表1は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定（第4の3及び第10の規定を除く。）中、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と、「別紙1-2」とあるのは「別紙2第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-2」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第2の3(1)ウ	、北海道にあっては北海道知事があらかじめ農林水産省農村振興局長（以下この別紙において「農村振興局長」という。）の意見を聴いて地域ごとに定める面積を超えていること。	を超えていること。
	地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長。以下この別紙において「地方農政局長等」という。）	内閣府沖縄総合事務局長
第4の3(1)ア(ア)	ただし、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村（以下この別紙において「振興山村」という。）	ただし
	、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（以下この別紙において「半島振興対策実施地域」という。）又は棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域（以下この別紙において「指定棚田地域」という。）において行うものにあつては、	棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域（以下この別紙において「指定棚田地域」という。）において行うものにあつては、
第4の3(1)ア(イ)	4メートル以上であること。ただし、鹿児島県奄美	3メートル以上であること。

	市及び大島郡の区域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（以下この別紙において「離島」という。）、振興山村、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては、車道幅員がおおむね3メートル以上であること。	
第4の3(2)ア(イ)	ただし、振興山村、半島振興対策実施地域又は指定棚田地域において行うものにあつては	ただし 指定棚田地域において行うものにあつては
第4の3(2)ア(ウ)	ただし、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯（以下この別紙において「特別豪雪地帯」という。）、振興山村、半島振興対策実施地域、急傾斜地帯（受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域をいう。ただし水田地帯を除く。以下この別紙において同じ）又は指定棚田地域	ただし 急傾斜地帯（受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域をいう。ただし水田地帯を除く。以下この別紙において同じ）又は指定棚田地域
第4の3(2)ウ	離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域	過疎地域、特定農山村地域
第5から第8及び第10	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長
第10	都道府県ごと	沖縄県

第3 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和50年4月30日付50構改D第307号農林水産事務次官依命通知）第1から第6までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「農地整備事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。

第4 経過措置

農地整備事業の内容は、効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、水田

地帯及び畑地帯における地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施する次に掲げる事業とする。

1 経営体育成型

- (1) 生産基盤整備事業（別表の区分の欄の1の農業生産基盤整備事業をいう。以下この別紙において同じ。）の事業種類の欄の(4)又は(5)に掲げるものを実施するもの
- (2) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるもののうち2以上を総合的に実施するもの
- (3) (1)又は(2)の生産基盤整備事業と別表の区分の欄の2から4までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの

2 経営体育成基盤整備事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2486号農林水産事務次官依命通知。）に基づき平成15年度に採択された事業の実施地区については、第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-1の第5の1の(2)のアの(ア)の規定は適用しないものとする。

3 ほ場整備事業実施要綱に基づき採択された都道府県営ほ場整備事業（担い手育成型）、土地改良総合整備事業実施要綱に基づき採択された都道府県営土地改良総合整備事業（担い手育成型）及び畑地帯総合整備事業実施要綱（平成9年10月8日付け9構改D第238号農林水産事務次官依命通知）に基づき、平成14年度までに採択された畑地帯総合整備事業の地区であって、農業経営高度化支援事業を実施するものについては、第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-1の第5の1の(3)のア及び第5の2の(3)に規定する「20パーセント」を「5パーセント」と読み替えることとする。

4 経営体育成基盤整備事業実施要綱に基づき平成15年度に採択された事業の実施地区については、第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-1の第5の1の(2)のアの(イ)の基準を、「事業の完了時において、以下の①及び②を満たすことが確実に見込まれること。

① 担い手農地利用集積率が25パーセント以上となること。

② 担い手農地利用集積増加率が20パーセント以上となること。」

と読み替えるものとする。

なお、土地改良総合整備事業実施要綱第4に規定する土地改良総合整備事業（担い手支援型）で採択の申請を検討していた地区のうち経営体育成基盤整備事業実施要綱に基づき採択した地区については、第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-1の第5の1の(2)のアの(イ)の基準を、「事業の完了時において、担い手農地利用集積率が以下のとおり増加することが確実に見込まれること。

(1) 事業開始時における担い手農地利用集積率が20パーセント未満である場合にあっては、これが25パーセント以上となること。

(2) 事業開始時における担い手農地利用集積率が20パーセント以上である場合にあっては、これが5パーセントポイント以上増加すること。」

と読み替えるものとする。

5 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号

農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知)別紙(番号1 農地整備事業に係る運用)に基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

- 6 5により移行された地区については、なお従前の例による。
- 7 地域自主戦略交付金交付要綱(農林水産省)の一部改正について(平成24年4月6日付け23農振第2593号農林水産事務次官依命通知)による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱(農林水産省)(平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知)別紙(番号1 農地整備事業に係る運用)に基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 8 7により移行された地区については、なお従前の例による。
- 9 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙(番号1 農地整備事業に係る運用)の第5の規定又は地域自主戦略交付金交付要綱(番号1 農地整備事業に係る運用)の第5の規定に基づいて、平成24年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要綱に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。
- 10 地域自主戦略交付金交付要綱(農林水産省)の一部改正について(平成24年4月6日付け23農振第2593号農林水産事務次官依命通知)による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱(農林水産省)(平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知)別紙(番号7 農地整備事業における耕作放棄地解消・発生防止基盤整備に係る運用)に基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 11 10により移行された地区については、なお従前の例による。
- 12 地域自主戦略交付金交付要綱(農林水産省)の一部改正について(平成24年4月6日付け23農振第2593号農林水産事務次官依命通知)による改正前の地域自主戦略交付金交付要綱(農林水産省)(平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知)別紙(番号3 農地整備事業における通作条件整備に係る運用)に基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 13 12により移行された地区については、なお従前の例による。
- 14 「沖縄振興公共投資交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業)の一部改正について」(平成26年4月1日付け25地第547号農林水産事務次官通知)による改正前の沖縄振興公共投資交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業)(平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知)に基づき平成25年度以前から実施している地区にあつては、改正前の農業経営高度化促進事業を実施することができる。